



(公印省略)

6 健保 第 8 7 9 1 号
令和 6 年 1 0 月 2 1 日

小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部健康保険課)

国民健康保険事業に係る文書の配布について (依頼)

日頃より、本市の健康保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険証の廃止まであと 2 か月を切っておりますが、市民の方から「マイナ保険証でないと受け付けできないと医療機関から案内された」との連絡が来ております。発行済みの保険証や資格確認書で受診できる旨、既にご承知のことと存じますが、被保険者の不安を払拭するために、保険証廃止後の対応をまとめました。

つきましては、医療機関の皆様と連携を図らせていただきながら、円滑な移行を迎えたいと考えておりますので、お手数をお掛けいたしますが、会員様へ文書の配布をお願いいたします。

【問い合わせ先】健康保険課 給付チーム 田籠・高井良

電話:0942-30-9029 / FAX: 0942-30-9751

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

久留米市より、国民健康保険における健康保険証廃止後の窓口での対応についての依頼が来ておりますので、連絡いたします。なお、チラシも添付しておりますので活用されてください。

(公印省略)

6 健保 第 8 7 9 1 号
令和 6 年 1 0 月 2 1 日

医療機関 各位

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部健康保険課)

国民健康保険における健康保険証廃止後の窓口での対応について（依頼）

平素から、本市の福祉行政の推進にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、現在の健康保険証は本年 1 2 月 2 日以降に廃止（発行終了）となりますが、市民の方から「1 2 月からは、マイナ保険証でないと受け付けできないと医療機関で案内された」との連絡がございました。

発行済み健康保険証の有効期限は令和 7 年 7 月 3 1 日までであり、各医療機関におかれましては、その旨を承知いただいていることとは存じますが、下記内容を確認いただいたうえで、窓口での対応にあたっていただきますようお願い申し上げます。

記

1 健康保険証に係る対応について

(1) 発行済み健康保険証の有効期限

令和 7 年 7 月 3 1 日までです。

(2) 健康保険証廃止日（令和 6 年 1 2 月 2 日）以降の対応

新たに久留米市国保へ加入された方など資格情報が変更となり、かつマイナ保険証を所持していない方には、資格確認書（カード型）を交付します。現在の健康保険証と同様の取り扱いをお願いします。

(3) 発行済み健康保険証の有効期限（令和 7 年 7 月 3 1 日）切れに向けた対応

マイナ保険証を所持していない方には、有効期限切れ前（6 月下旬～7 月中旬）に資格確認書を交付（送付）します。同確認書の有効期限は、翌年の 7 月 3 1 日です。

2 その他

別添チラシを市の窓口に設置します。ホームページにも掲載しますので、窓口でのご案内などの際にご活用ください。

【問い合わせ先】

久留米市健康保険課 給付チーム

担当：田籠・高井良

TEL:0942-30-9029 FAX:0942-30-9751

～ 久留米市国民健康保険からのお知らせ ～

現行の保険証は令和6年12月2日 から発行されなくなります

発行済みの保険証は、原則、令和7年7月31日まで使用できます

※保険証発行終了後の受診方法は、次のとおりとなります。

【令和6年12月2日以降】

区分	受診方法
<u>マイナ保険証を お持ちの方</u>	「マイナ保険証」 または 「発行済み保険証」
<u>マイナ保険証を お持ちでない方</u>	「発行済み保険証」 または 「資格確認書※」 ※新たに久留米市国保へ加入された方など資格情報が変更となっ た方に発行します。有効期限は令和7年7月31日までです。

【令和7年8月1日以降】

区分	受診方法
<u>マイナ保険証を お持ちの方</u>	「マイナ保険証」
<u>マイナ保険証を お持ちでない方</u>	「資格確認書※」 ※発行済み保険証または資格確認書の有効期限が切れる前（6月 下旬～7月中旬）に送付します。有効期限は1年間です。

不明な点などございましたらお問い合わせください。

久留米市 健康福祉部 健康保険課

TEL (0942) 30-9029

FAX (0942) 30-9751

